

## 知床五湖利用調整地区 利用適正化計画

### モニタリング実施計画（案）

2022年（令和4年）2月

#### 1. 目的

知床五湖利用調整地区の運用方針を定めた利用適正化計画では、「利用の調整の効果について指標を定めてモニタリングを実施し、その結果を評価し、目標の達成状況に応じて、本計画を適切に見直していくこと」としている。また、モニタリングの実施においては、「協議会において別途、モニタリング実施計画を策定し、同実施計画に基づいたモニタリングを実施するもの」としている。

本計画は、第3期利用適正化計画が定められたことを契機に、利用適正化計画に基づいた管理を順応的に実施することを目的とし、評価項目やモニタリング手法等を定めるものである。

#### 2. モニタリングの基本方針

##### 1) 評価項目

利用適正化計画の目標が達成されているか評価するために、以下の評価項目を設定する。

- I 利用による自然環境への影響を最小限とし原生的な自然景観と生態系が保全されていること
- II 安全性の確保を前提に、利用の質が向上し、観光振興や地域振興に寄与しつつ、利用者の満足度が向上していること

##### 2) モニタリング項目及び手法

評価項目ごとに評価に必要なデータを得るためのモニタリング項目を設定する。異なる評価項目の評価に資するモニタリング項目は重複して用いることとする。モニタリング項目や手法等は別表に示す。

各モニタリング項目や手法は「実施が容易である」、「変化の予兆をつかめる指標である」、「評価が容易である」という3つを満たすことを目指し、必要に応じて計画期間内であっても柔軟に見直すものとする。

### 3. モニタリングデータの評価

モニタリングデータの評価は、専門家からの支援や助言を得つつ、知床五湖の利用のあり方協議会にも図りながら行うものとする。

### 4. 計画の枠組み

この計画は3年を1期とする。第1期は令和4年度（2022年）から令和6年度（2024年）までとし、その評価結果に基づいて必要に応じ利用適正化計画の見直しを検討する。